

特定猟具使用禁止区域(銃)の指定概要

番号	ミ	名称	宇陀カントリークラブゴルフ場特定猟具使用禁止区域(銃)	面積	140 ha
指定期間	平成30年11月 1日 から 平成40年10月31日まで				
指定区域	宇陀市榛原比布地内の市道比布春日線と県道榛原菟田野御杖線との交点を起点とし、同所から県道榛原菟田野御杖線を南東進し、市道塚脇母里線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、市道塚脇垣内一号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、市道春日藤井線との交点に至り、同所から同市道を西進し、市道春日野依線との交点に至り、同所から同市道を北進し、市道岩室小附本線との交点に至り、同所より市道春日野依線を二四〇メートル北進し、耕作道路との交点に至り、同所より耕作道路を東進し、宇陀カントリークラブゴルフ場との境界に至り、同所より宇陀カントリークラブゴルフ場との境界を北東進し、南東進し、市道比布春日線との交点に至り、同所から同市道を北東進して起点に至る一円の区域				

参考図面

